

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令 の一部を改正する政令案要綱及び労働安全衛 生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門 官規程の一部を改正する省令案要綱の概要

厚生労働省
安全衛生部化学物質対策課

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の改正案の概要 (表示義務対象物の範囲の拡大等)

1. 改正の趣旨

労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(平成25年12月25日)を踏まえ、労働者が化学物質を取り扱うときに必要となる危険性・有害性や取扱上の注意事項が確実かつ分かりやすい形で伝わるよう、表示義務対象物の範囲を一定の危険性・有害性が明らかになっている物質(SDS(安全データシート)交付義務対象物質)まで拡大する。

2. 改正の概要

(1) 表示義務対象物の範囲の拡大 ※政令

労働安全衛生法第57条第1項に基づき、譲渡又は提供の際に名称等の表示が義務付けられる対象物(以下「表示対象物」という。)について、現行の104物質※から、労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第9に掲げる通知対象物(現行640物質)まで拡大する。

※104物質は、現行の表示対象物(令第18条と令別表第3第1号に規定する物109)を、現行の通知対象物質の名称に対応させた場合の数。

(2) 固形物の適用除外の創設 ※政令、省令

○譲渡又は提供の過程(運搬や貯蔵)において固体以外の状態にならず、かつ粉状にならないもの※については、譲渡又は提供時に危険又は健康障害が生じるおそれのないものとして、表示義務の対象から除く。

※次の①又は②で該当するもの

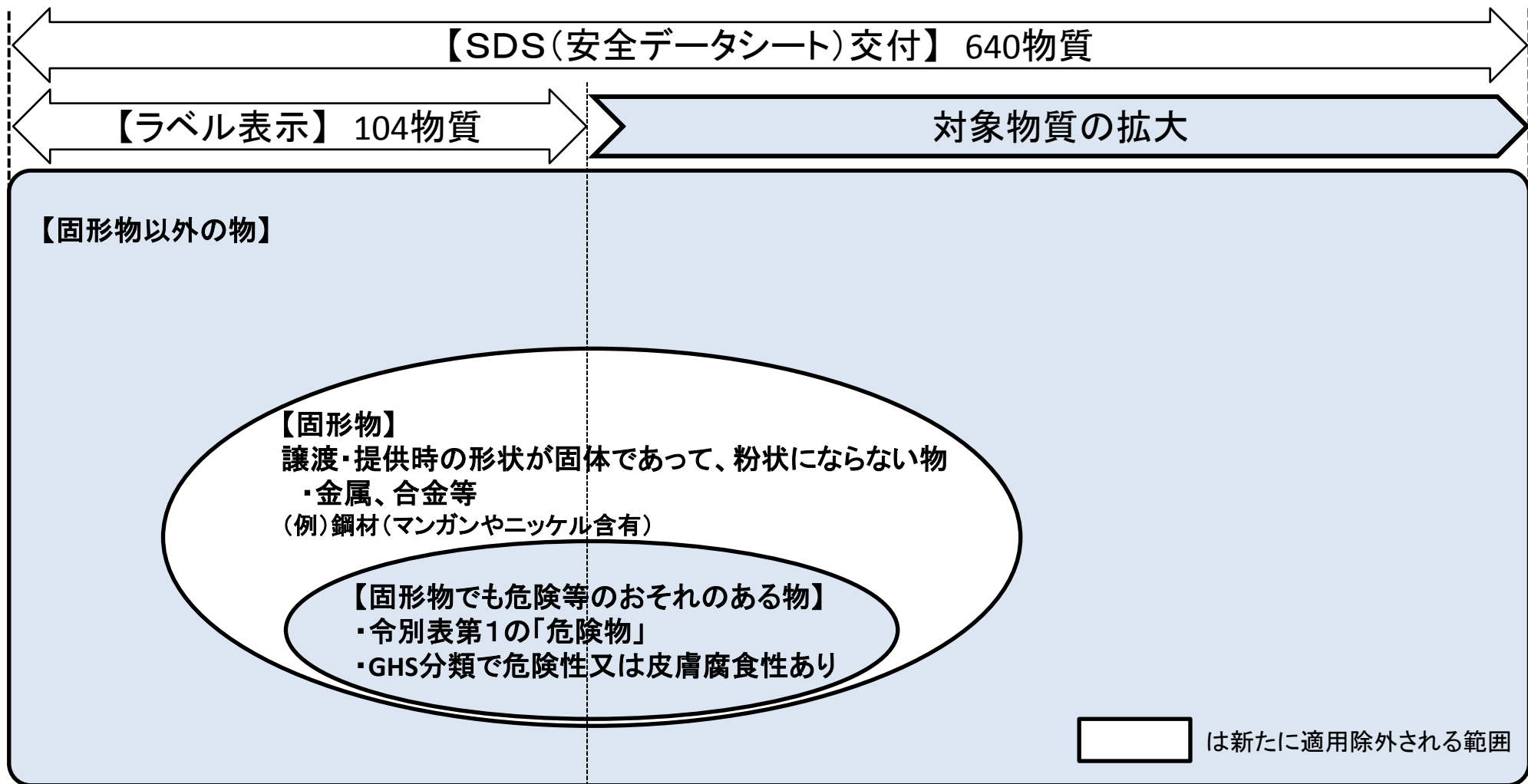
- ① イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン若しくはロジウムの単体
- ② 別表第9若しくは別表第3第1号1から7までに掲げる物を含む製剤その他の物。ただし、危険性のある物又は皮膚腐食性のおそれのあるものは、引き続き、表示義務の対象とする。

(3) 裾切り値の設定及び見直し ※省令

○GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく分類を踏まえ、新たに表示対象物となる物に係る裾切り値(当該物質の含有量がその値未満の場合、表示の対象としない)を設定する。

○併せて、既存の表示対象物及び通知対象物に係る裾切り値についても見直す。

表示(ラベル)対象物質の拡大と適用除外(概念図)



注1) 一般消費者向け製品は対象外

注2) 裾切り値は、SDSとラベル表示に相違あり

表示(ラベル)対象物及び通知(SDS)対象物の裾切り値の考え方

新たに表示義務の対象となる物及び既存の表示対象物及び通知対象物の裾切り値については、原則として、以下によるものとする。

- (1) 国連勧告のGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1%を超える場合は1%とする。これにより、裾切り値は下表のとおりとなる。
- (2) 複数の有害性区分を有する物質については、(1)により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。
- (3) リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

GHSの有害性クラス	区分	表示(ラベル)	通知(SDS)
急性毒性	1～5	1.0	1.0
皮膚腐食性／刺激性	1～3		
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1～2		
呼吸器感作性(固体／液体)	1	1.0	0.1
呼吸器感作性(気体)	1	0.2	
皮膚感作性	1	1.0	0.1
生殖細胞変異原性	1	0.1	0.1
	2	1.0	1.0
発がん性	1	0.1	0.1
	2	1.0	
生殖毒性	1	0.3	0.1
	2	1.0	
標的臓器毒性(単回ばく露)	1～2	1.0	1.0
標的臓器毒性(反復ばく露)	1～2		
吸引性呼吸器有害性	1～2		

労働安全衛生規則の改正案の概要 (化学物質のリスクアセスメントの実施)

1. 制度の概要

事業者は、一定の危険性又は有害性が確認されている化学物質(SDS(安全データシート)交付義務対象物質)に係る危険性又は有害性等を調査(リスクアセスメント)しなければならないこと。

また、この調査の結果に基づいて、法令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

2. 改正の概要

(1) 調査の実施時期

危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)は、以下の時期に実施する。

- イ 調査対象物を新規に採用し、又は変更するとき。
- ロ 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- ハ イ又はロのほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

(2) 調査の実施方法

調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、以下のいずれかの方法又はこれらの方法の併用により行う。

- イ 調査対象物が労働者に危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)及び当該危険又は健康障害の程度(重篤度)を考慮する方法
- ロ 労働者が調査対象物にさらされる程度(ばく露濃度等)及び当該調査対象物の有害性の程度(許容濃度等)を考慮する方法
- ハ その他、イ又はロに準じる方法

(3) 調査結果の労働者への周知

事業者は、調査の結果やこれに基づき講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容等を、作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等により、労働者に周知しなければならない。

【参考】 リスクアセスメントの想定される方法

実施方法	危険性	有害性
イ 調査対象物が労働者に危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)及び当該危険又は健康障害の程度(重篤度)を考慮する方法	①マトリクス(負傷又は疾病の重篤度と可能性の度合いを横軸と縦軸とした表)を用いた方法 ⇒ (例1、2) ②数値化による方法 ⇒ (例3) ③枝分かれ図を用いた方法	
ロ 労働者が調査対象物にさらされる程度(ばく露濃度等)及び当該調査対象物の有害性の程度(許容濃度等)を考慮する方法	—	①労働者へのばく露濃度を測定し、当該物の許容濃度等と比較する方法 ②労働者へのばく露濃度を推定し、当該物の許容濃度等と比較する方法 ・化学物質リスク簡易評価法⇒ (例4) ・ECETOC TRA (欧州化学物質生態毒性・毒性センターが提供しているリスクアセスメントツール)
ハ その他、イ又はロに準じる方法	①安衛法令に調査対象物に係る危険又は健康障害を防止するための具体的な措置が規定されている場合において、当該規定を確認する方法	
	②安衛法令に調査対象物に係る危険を防止するための具体的な措置が規定されていない場合において、SDSに記載されている危険性の種類(例えば「爆発物」など)を確認し、当該危険性と同種の危険性を有し、かつ、具体的な措置が規定されている物に係る当該規定を確認する方法	—

(例1) 危険物に係るマトリクス方式のリスクアセスメントのイメージ

・重篤度「②後遺障害」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例

		危険の程度(重篤度)			
		死亡	後遺障害	休業	軽傷
危険を生ずる おそれの程度 (発生可能性)	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

リスク	優先度	
4～5	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。
2～3	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

(例2) 有害物のリスクアセスメントのイメージ

※ 有害性:急性中毒(区分2)、取扱量:中量、揮発性:高、全体換気、 作業時間:年間200時間の場合

1. 有害性の程度

- ・特別規則に規制する物質及び業務か
→ yesなら特別規則に基づく措置を確認(RA終了)
- ・有害性の程度の確認

有害性の程度	GHS有害性分類・区分(抜粋例)	
A	・発がん性 ・生殖毒性	区分1 区分1、区分2
B	・急性毒性 ・発がん性 ・呼吸器感作性	区分1、 区分2 区分2 区分1
C	・急性毒性 ・皮膚腐食性・刺激性	区分3 区分1
D	・急性毒性	区分4
E	・急性毒性 ・皮膚腐食性・刺激性	区分5 区分2、区分3

2. さらにされる程度(ばく露の評価)

- ・取扱量等の確認 → 作業環境レベルの決定
(作業環境レベル)=(取扱量)+(揮発性・飛散性)-(換気)
取扱量…大量:3、**中量:2**、少量:1
揮発性・飛散性…**高:3**、中:2、小:1
換気…密閉:4、局排:3、**全体換気:2**、換気なし:1
- ・作業時間の確認 → さらにされる程度の推定

		作業環境レベル				
		5以上	4	3	2	1以下
年間作業時間	400時間超過	V	V	IV	IV	III
	100～400時間	V	IV	IV	III	II
	25～100時間	IV	IV	III	III	II
	10～25時間	IV	III	III	II	II
	10時間未満	III	II	II	II	I

3. リスクの判定

- ・有害性の程度、さらにされる程度 → リスクが決定

		さらにされる程度				
		V	IV	III	II	I
有害性の程度	A	5	5	4	4	3
	B	5	4	4	3	2
	C	4	4	3	3	2
	D	4	3	3	2	2
	E	3	2	2	2	1

4. リスク低減措置の決定

- ・一定以上のリスクレベル
→ 工学的措置を決定
(隔離、密閉、局排等から選択)
- ・隔離・密閉等(労働者のばく露の可能性なし)を決定…RA終了
- ・排気装置の設置等を決定 → 再RA
- ・再RAの結果、一定以上のリスクレベル
→ 保護具の使用を決定…RA終了⁷

(例3) 危険物に係る数値化方式のリスクアセスメントのイメージ

・重篤度「②後遺障害」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例

(1) 危険の程度(重篤度)

死亡	後遺障害	休業	軽傷
30点	20点	7点	2点

(2) 危険を生ずるおそれの程度(発生可能性)

極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20点	15点	7点	2点

重篤度20点＋発生可能性15点 ＝ 35点(リスク)

リスク	優先度	
30点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。
10～29点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。
10点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

(例4) 「化学物質リスク簡易評価法」(コントロール・バンディング)

「化学物質リスク簡易評価法」とは・・・

リスクアセスメント実施のためのツールであり、一定の項目(以下の項目)を入力すると講ずべき措置が示されるもの
(厚生労働省ホームページ内「職場のあんぜんサイト」で公開)

項目	入力項目
化学物質名	(SDSを確認して入力。簡易名でも可)
作業内容(選択式)	貯蔵・保管、野積み、粉じん処理、充填及び輸送、移送及び輸送、充填、計量、混合、選別、塗装、洗浄及びメッキ、乾燥、成形、その他
作業人数(選択式)	10人未満、10～49人、50～99人、100人～299人、300人以上
GHS分類区分(選択式)	急性毒性(急性)、急性毒性(経口)、急性毒性(経皮)、急性毒性(吸収:蒸気)、急性毒性(吸収:粉じん、ミスト)、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感作性、皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)、特定標的臓器毒性(反復ばく露)、吸引力呼吸器有害性
液体または粉体の別(選択式)	微細な軽い粉体、結晶状・顆粒状、ペレット
沸点(℃)	(SDSを確認して入力)
取扱温度(℃)	(事業場ごとに入力)
取扱量単位(選択式)	液体:kl単位、l単位、ml単位 粉体:トン単位、キログラム単位、グラム単位

出力

講ずべき措置

- 他の化学物質への代替化
- 全体換気、局所排気装置の設置等
- 呼吸用保護具の使用